

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

財務諸表等規則、連結財務諸表規則、中間財務諸表等規則及び中間連結財務諸表規則関係

コメントの概要	コメントに対する金融庁の考え方
<p>新株予約権等の注記のうち「株式の種類」及び「数」の記載については、中間会計期間においても事業年度と同様に、ストック・オプション会計基準の適用となるものは対象外になると考えられる。しかし、今回の公開草案では、中間財務諸表等において、当中間会計期間以前に付与されたストック・オプションについて注記に含めなければならないように読めることから修正が必要ではないか。</p>	<p>ご指摘の点を踏まえ、当中間会計期間以前に付与されたストック・オプションについても注記の対象外となるよう、注記の除外規定である財務諸表等規則第 108 条第 2 項、連結財務諸表規則第 79 条第 2 項、中間財務諸表等規則第 67 条及び中間連結財務諸表規則第 80 条に、所要の修正を行うことといたします。</p>